

2013 北海道ホルスタイン ナショナル ショウ開催要領

1. 目的 ホルスタイン種の改良と酪農技術の向上並びに国際的な交流を図り、もって酪農経営の安定に寄与する。
2. 会名 2013 北海道ホルスタイン ナショナル ショウ
3. 主催 北海道ホルスタイン農業協同組合
4. 協賛 北海道ホルスタイン協会
5. 後援 農林水産省、北海道、安平町、日本ホルスタイン登録協会・同北海道支局、北農中央会、ほか関係団体会社
6. 場所 北海道ホルスタイン共進会場（勇払郡安平町早来）
7. 会期 平成25年9月28日（土）から9月29日（日）までの2日間
8. 日程 9月28日（土） 8：00 比較審査
（各部毎授賞、講評）
9月29日（日） 8：00 比較審査
（各部毎授賞、講評）
9. 出品頭数 ホルスタイン種 416頭
ジャージー種 40頭

出品頭数の地区別割当（ジュニアカップ、ジャージー種は除く）は主催者が決定する。
なお、割当頭数の内6割以上を経産牛とする。

10. 出品牛の資格

- (1) ホルスタイン種登録牛及びジャージー種登録牛。
- (2) 未經産牛については、母が登録協会の検定成績証明済、又は申込中のもの。経産牛については、本牛が登録協会の検定成績証明済、又は申込中のもの。
- (3) 生年月日を第1日とし、平成25年9月30日をもって生後10カ月以上のもの。
- (4) 国外牛については、前記(2)の資格に準ずるものとする。
- (5) 輸入受精卵によって生産された出品牛の母牛の検定成績は、当該外国登録団体が発行する血統能力証明書により判定する。

11. 出品牛の衛生条件

出品牛は、ブルセラ病・結核病・ヨーネ病・アカバネ病・牛呼吸器病について、別表の衛生条件を満たし、所定の衛生検査・予防接種・健康検査を済ませ、獣医師が発行する「衛生検査・予防接種・健康証明書」（別紙）を提出しなければならない。

又、真菌症等の皮膚病に罹患していないこと及びイボ等体表（乳房も含む）に異常のないこと。

12. 出品者の資格

ホルスタイン種登録牛を所有する者。ただし、同一農家の親子関係にあつては、その限りでない。

1 3. 出品申込

所定の出品申込書と登録証明書の写しを、9月2日（月）までに各地区窓口団体を通じて主催者に提出すること。

1 4. 審査員

主催者が委嘱する。

1 5. 審査の区分

出品牛は次の区分により審査する。

部 別	区 分	月・年 齢	生 年 月 日 の 範 囲
第1部	未経産カーフクラス	生後10カ月以上12カ月未満	平成 24年 10月 1日 ~ 平成 24年 11月 30日
第2部	未経産ジュニアクラス	生後12 " 14 "	平成 24年 8月 1日 ~ 平成 24年 9月 30日
第3部	未経産ジュニアミドルクラス	生後14 " 16 "	平成 24年 6月 1日 ~ 平成 24年 7月 31日
第4部	未経産ミドルクラス	生後16 " 18 "	平成 24年 4月 1日 ~ 平成 24年 5月 31日
第5部	未経産シニアミドルクラス	生後18 " 20 "	平成 24年 2月 1日 ~ 平成 24年 3月 31日
第6部	未経産シニアクラス	生後20 " 22 "	平成 23年 12月 1日 ~ 平成 24年 1月 31日
第7部	後代検定娘牛2歳クラス	生後36カ月未満 初産	平成 22年 10月 1日 以降
第8部	ジュニア2歳クラス	生後30カ月未満	平成 23年 4月 1日 以降
第9部	シニア2歳クラス	生後30カ月以上36カ月未満	平成 22年 10月 1日 ~ 平成 23年 3月 31日
第10部	後代検定娘牛3歳クラス	生後36 " 48 "	平成 21年 10月 1日 ~ 平成 22年 9月 30日
第11部	ジュニア3歳クラス	生後36 " 42 "	平成 22年 4月 1日 ~ 平成 22年 9月 30日
第12部	シニア3歳クラス	生後42 " 48 "	平成 21年 10月 1日 ~ 平成 22年 3月 31日
第13部	4歳クラス	4歳以上5歳未満	平成 20年 10月 1日 ~ 平成 21年 9月 30日
第14部	5歳クラス	5 " 6 "	平成 19年 10月 1日 ~ 平成 20年 9月 30日
第15部	成年クラス	6歳以上	平成 19年 9月 30日 以前
第16部	ジャージー種未経産ジュニアクラス	生後12カ月以上17カ月未満	平成 24年 5月 1日 ~ 平成 24年 9月 30日
第17部	ジャージー種未経産シニアクラス	生後17 " 22 "	平成 23年 12月 1日 ~ 平成 24年 4月 30日
第18部	ジャージー種3歳未満クラス	生後36カ月未満	平成 22年 10月 1日 以降
第19部	ジャージー種3歳以上クラス	生後36カ月以上	平成 22年 9月 30日 以前

<注> (1) 生後20カ月齢以上の未経産牛(ジャージー種を含む)は妊娠確定であるもの。
(2) 第7部、第8部は2歳以下であっても出品できる。

16. 表彰

審査の結果により、次の区分によって表彰する。

ホルスタイン種の部

部 別			出品 頭数	1等賞	2等賞	3等賞	計	チャンピオン				特別賞					
ジュニア	第1部	未経産カーフクラス	30														
	第2部	未経産ジュニアクラス	30														
	第3部	未経産ジュニアミドルクラス	30						ジュニア チャンピオン (1)	リザーブ ジュニア チャンピオン (1)							
	第4部	未経産ミドルクラス	30														
	第5部	未経産シニアミドルクラス	25														
	第6部	未経産シニアクラス	25														
インター ミディエイト	第7部	後代検定娘牛2歳クラス	25	80	145	191	416	グランド チャンピオン (1)	リザーブ グランド チャンピオン (1)								
	第8部	ジュニア2歳クラス	30														
	第9部	シニア2歳クラス	30														
	第10部	後代検定娘牛3歳クラス	25											インター ミディエイト チャンピオン (1)	リザーブ インター ミディエイト チャンピオン (1)		
	第11部	ジュニア3歳クラス	30														
	第12部	シニア3歳クラス	30														
シニア	第13部	4歳クラス	26														
	第14部	5歳クラス	25														
	第15部	成年クラス	25							シニア チャンピオン (1)	リザーブ シニア チャンピオン (1)						
計			416	80	145	191	416	1	1	3	3						

- <注> (1) 本ショウ(道総合畜産共進会を含む)に5回以上出品した牛については、賞状と記念品を贈呈する。
 (2) 第7部から第15部までの9部門については、乳器審査を同時に行い、ベストアダール及び、セカンドベストアダールを表彰する。
 (3) 第10部から第15部までの6部門については、2等賞以上の中からSCM換算乳量でトップのものをベストプロダクションとして表彰する。
 (4) チャンピオン、リザーブ・チャンピオンは、各部門の1等賞1席、2席を対象として選出し、選ばれた部門についての表彰の繰上げはしない。
 (5) チャンピオン、リザーブ・チャンピオン6点の中から、グランド・チャンピオンとリザーブ・グランド・チャンピオン各1点を表彰する。

ジャージー種の部

部 別			出品 頭数	1等賞	2等賞	3等賞	計	チャンピオン		特別賞
ジュニア	第16部	未経産ジュニアクラス	10					ジュニア チャンピオン (1)	リザーブジュニア チャンピオン (1)	
	第17部	未経産シニアクラス	10							
シニア	第18部	3歳未満クラス	10	8	12	20	40	シニア チャンピオン (1)	リザーブシニア チャンピオン (1)	ベストアダール賞 & 2ndベストアダール賞
	第19部	3歳以上クラス	10							
計			40	8	12	20	40	2	2	

- <注> (1) 第18部から第19部までの2部門については、乳器審査を同時に行い、ベストアダール及び、セカンドベストアダールを表彰する。
 (2) チャンピオン、リザーブ・チャンピオンは、各部門の1位、2位を対象として選出する。

17. その他

- (1) 出品牛の搬入は、9月26日（木）午前9時から午後5時、9月27日（金）午前9時から正午までの間とする。
- (2) 特に守るべき作法については、別に定める「北海道ホルスタインナショナルショウ倫理規定」を遵守しなければならない。
- (3) 出品牛は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律72号）第9条に規定する所定の耳標を装着しているものとする。
- (4) 出品牛は、会期中会場から引き出すことができない。ただし主催者の許可を得たものはこの限りではない。
- (5) 生後20カ月齢以上の未経産牛（ホルスタイン種の第6部、ジャージー種の第17部）については妊娠鑑定書を持参する。
- (6) 出品者は、審査又は表彰に対し、これを拒み、又は異議の申し立てをすることができない。不正行為等によって褒賞を受けたことを発見した場合には、その褒賞を取り消す。
- (7) 出品に要する経費及び損害は、出品者の負担とする。
- (8) その他、必要な事項は主催者が決める。

18. 付帯事項

- (1) 酪農機械器具、資材展示会
- (2) ゴールデンナショナルセール（優秀雌牛せり）
- (3) ジュニア酪農教室及びリードマンコンテスト
- (4) チャンピオン予想投票

別表 出品牛の衛生条件

検査・注射等の証明が必要な疾病等	衛生条件等	携帯が必要な証明書の様式
ブルセラ病	・ 搬入日前1年以内にスクリーニング法（急速凝集反応法）による血液検査又は確定検査（エライザ法及び補体結合反応法）を実施し陰性であること。 （生後90日未満のものにあつては獣医師の臨床検査による）	獣医師の発行する 証明書（別紙）
結核病	・ 搬入日前1年以内に検査を実施し陰性であること。 （生後90日未満のものにあつては獣医師の臨床検査による）	
ヨーネ病	・ 搬入日前6カ月以内に家畜保健衛生所のスクリーニング法による血液検査を行い、陽性に限りリアルタイムPCR法による確定検査を実施し、陰性であること。 （生後6カ月齢未満のものにあつては獣医師の臨床検査による） 出品牛は国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づきカテゴリーⅠに分類される農場で飼養されていること。 カテゴリーⅡに区分される農場から出品する場合には、患畜最終発生後、3カ月以上の間隔を空け2回のスクリーニング法による血液検査、細菌検査又はリアルタイムPCR法のいずれかを行い陰性であること。	
アカバネ病	・ 搬入日前3週間以上6カ月以内に獣医師による予防接種を受けていること。	
牛呼吸器病 ＜牛伝染性鼻気管炎（IBR）、牛ウイルス性下痢－粘膜病（BVD・MD）1型 2型、牛パラインフルエンザ（PI）、牛RSウイルス感染症（RS）、牛アデノウイルス感染症（AD）＞	・ 搬入日前3週間以上6カ月以内に獣医師による予防接種（6種混合不活化ワクチン）を受けていること。	
健康である旨の証明	・ 搬入日前1週間以内に獣医師による臨床検査を受けていること。	

注1：監視伝染病等の発生農場からの出品については、他の出品家畜への感染の可能性も否定できないことから、原則として出品を認めない。但し、清浄化の判断ができる場合はこの限りではない。

注2：真菌症等の皮膚病及びイボ等体表（乳房も含む）に異常があるものは、他の牛への感染の恐れがあるため、罹患牛は出品を認めない。

注3：「カテゴリーⅠ」とは、清浄確認が行われており、牛のヨーネ病防疫対策要領第3「発生予防対策」の規定により予防対策を講じ、かつ、第6の1「サーベイランスの実施及び証明書の交付」に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。「カテゴリーⅡ」とは、本病の発生があり、第4「発生確認時の防疫措置」に規定する措置又は第5「まん延防止対策」に規定する対策を講じている状態をいう。